

基安労発 0804 第 2 号
平成 27 年 8 月 4 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について

今夏の職場における熱中症の予防については、平成 27 年 5 月 14 日付け基安発 0514 第 2 号「平成 27 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」（以下「重点通達」という。）により依頼しているところですが、別添のとおり、本年 7 月末日までに発生した職場における熱中症が原因と考えられる死亡者数は 8 人と、前年同期より 2 人増加しており、業種別にみると、建設業における死亡災害が多発している状況です。

また、消防庁が発表している熱中症による救急搬送状況によると、平成 27 年 5 月 19 日から 8 月 2 日までの熱中症による救急搬送人員数は 33,934 人と、前年同期より 7,698 人増加しており、特に、7 月 27 日から 8 月 2 日までの救急搬送人員数は 11,672 人と、1 週間の救急搬送人員数としては過去最多と発表されています。

さらに、気象庁が発表している 8 月 1 日から 8 月 31 日までの 1 か月予報では、全地域で気温が平年より高くなる可能性があること、例年 8 月に熱中症による労働災害が多発していることから、引き続き、重点通達に基づく熱中症予防対策に取り組んでいただきますとともに、会員事業場への周知等について、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、夏季休暇等により長期間、高温多湿作業場所での作業から離れた場合等においては、通常、労働者は熱に順化していないことに留意いただきますようお願いいたします。

(参考)

・重点通達

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anken/anzeneisei02.html

・熱中症による救急搬送状況（消防庁HP）

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

・1 か月予報（気象庁HP）

<http://www.jma.go.jp/jp/longfcst/>

・熱中症予防情報サイト（環境省HP）

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

平成27年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況（速報）

表1 熱中症による死亡者数の業種別の状況（速報）

業種	平成27年（7月末までの速報値）	平成26年（7月末までの確定値）
製造業	1人	0人
建設業	4人	4人
運輸交通業	0人	1人
畜産・水産業	0人	1人
商業	1人	0人
接客娯楽業	1人	0人
警備業	1人	0人
計	8人	6人

※ 死亡災害報告等に基づく速報値であり、今後、件数が修正されることがあり得る。

表2 熱中症による死亡者数の月別の状況（速報）

発生月	平成27年（7月末までの速報値）	平成26年（7月末までの確定値）
6月	1人	0人
7月	7人	6人
計	8人	6人

※ 死亡災害報告等に基づく速報値であり、今後、件数が修正されることがあり得る。

表3 平成27年の熱中症による死亡災害の概要（速報）

番号	月	業種	年代	発生場所	事案の概要
1	7	食料品 製造業	50歳 代	鹿児島県	被災者は、工場内において精麦・飼料製造の補助作業を行っていたところ、14時20分頃に意識障害を起こし、病院に搬送されたが、6日後に死亡した。
2	7	建築工 事業	50歳 代	長崎県	被災者は、住宅の新築工事現場において基礎の型枠の組立作業を行っていたところ、15時頃に気分が悪くなったため、事業者の指示により車内で休憩していた。その後、17時45分頃に車内で意識を失っているところを事業者が発見し、病院に搬送されたが、死亡した。
3	7	建築工 事業	60歳 代	東京都	被災者は、集合住宅の新築工事現場において基礎の型枠の解体作業を行っていたところ、13時半頃に倒れ込み、病院に搬送されたが、6日後に死亡した。
4	7	建築工 事業	30歳 代	千葉県	被災者は、店舗の増築工事現場において雨水排水用のU字溝の設置作業を行い、16時頃から後片付けをしていたところ、急に倒れ込み、病院に搬送されたが、死亡した。
5	7	建築工 事業	70歳 代	茨城県	被災者は、店舗の新築工事現場において擁壁の目地詰めを行っていたところ、13時過ぎに熱中症と思われる症状を発症したため、病院に搬送されたが、死亡した。
6	7	商業	50歳 代	宮城県	被災者は、雨量計の月次点検作業のため登山をしたが、体調不良を訴え、作業には参加せず、木陰で休憩していた。その後、点検作業を終えた同僚とともに下山していたところ、11時半過ぎに倒れ込み、病院に搬送されたが、死亡した。
7	6	接客娯 楽業	30歳 代	海外	被災者は、海外での研修中に、40℃以上の高温の環境下で体調不良に陥り、その後死亡した。（熱中症の疑いがあるものの、因果関係は調査中である。）
8	7	警備業	20歳 代	香川県	被災者は、道路で街路樹伐採現場の交通誘導作業を行っていたところ、15時30分頃に、同僚に体調不良を訴え、病院に搬送されたが、翌日に死亡した。

※ 死亡災害報告等に基づく速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

※ 表1の業種別の順に並べたものである。

職場の熱中症対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全か、下記のチェックリストで自主点検してみましょう。
(「いいえ」が1つでもあるときは、確認しましょう。)



職場における熱中症予防対策自主点検表

① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？ ※ WBGT値(暑さ指数)とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 休憩場所は整備していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？

- WBGT値を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。
- 高温多湿作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。
- WBGT値、作業の状況に応じて、連続作業時間の短縮、作業場所の変更などを行きましょう。

※ WBGT値は市販の機器で測定するほか、環境省のホームページ（環境省熱中症予防情報サイト）から予測値などを入手することも可能です。

② 休憩場所は整備していますか？

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

- 7日以上かけて、高温多湿環境での作業時間を次第に長くしましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- 体内の水分及び塩分のバランスが崩れたりすることなどにより発症する障害を総称して熱中症といいます。熱中症により、めまい・失神、筋肉痛、気分の不快、吐き気、意識障害・けいれん・手足の運動障害などの症状があらわれます。
- 摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、その摂取の徹底を図りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させましょう。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット）などを着用させましょう。



日よけ用布（例）

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
→・健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
→・日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってください。
・朝礼などの際に健康状態を確認しましょう。
- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- 熱中症を疑わせる症状が現われた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。
 - ①涼しい日陰か冷房が効いている部屋などへ移す。
 - ②衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。
 - ③自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

**ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局
または労働基準監督署へお問い合わせください。**